

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-05-12			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		障がい児通所支援給付費支給事業			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名 本木	
					担当者名		木下		内線 2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		障害児通所支援事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 15 年度			根拠		児童福祉法、荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		10 障がいのある子どもの健全育成						
目的		障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後および休業日の活動場所となっている。								
対象者等		療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児								
内容		【実施内容】 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 →日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 【利用方法】 申請→支給決定→利用（サービス提供事業者と契約）→利用者負担額支払 【利用者負担額】 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額（税額により4,600円または37,200円）と総費用額の1割とを比較して低額な方。兄弟が未就学児の場合は多子軽減あり（総費用額の5/100負担、3人目以降負担なし）ただし、市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯は兄弟が未就学児でなくても対象 ※荒川区立心身障害者福祉センター利用者は無料。他事業所は区制度による軽減策（3%負担）								
経過		平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる 平成26年 4月 多子軽減措置開始 荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱制定 平成27年 3月 重症心身障害児（者）通所支援事業運営費助成事業開始 平成28年 4月 多子軽減措置対象者拡大 平成29年 4月 報酬改定 平成30年 4月 児童福祉法改正により、対象サービス追加、報酬改定								
必要性		基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	① 年間延べ利用回数（回）	19,824	27,670	33,859	57,368	12,252				
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度	31年度									
継続			現状の規模で実施する。							

(単位：千円)

・行政収入については、障害児施設給付費負担金（国・都）、障害者施策推進区市町村包括補助（障害児通所給付費都加算分）、その他（障害児通所給付費返還金）を受入れている。

都内における放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例等があるという指摘がなされており、支援内容の適正化及び質の向上に努めていかなければならない。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	定期的に連絡会を実施し、情報共有 及びサービスの質の向上に向けて取 り組む。	連絡会を実施し、区と事業所の連携 を強化した。	今後も支援の質の強化を目標に、 事業所や都と連携を強化する。
②			
③			
他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
法定事業			
議 会 質 問 状 況 (要 旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）									
								No1	
事務事業コード		08-05-16		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		日中一時支援事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名 本木	
				担当者名		竹澤		内線 2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-04		日中一時支援事業費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 18 年度		根拠		障害者総合支援法（国）、荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱等			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度		法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市			
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
		施策		10		障がいのある子どもの健全育成			
目的		特別支援学校に通う障がい児（者）に対し、下校後において、交流や創作活動を行う場を提供するとともに、親の就労促進及び家族の休息を支援する。							
対象者等		荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中に監護する者がいない障がい児（者）及び介護者のレスパイトを要する対象者。放課後や夏休み等、長期休暇中に活動場所が必要な障がい児（者）を対象とする。							
内容		実施内容：障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行なう。 供給関係：本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない。 利用者負担：なし 実施場所：①おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）【委託】 ②生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）【委託】 ③障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（平成30年4月1日現在1ヶ所）							
経過		平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始							
必要性		障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。							
実施方法		☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 【利用者決定】直営 【事業者】（NPO）あふネット、（福）荒川のぞみの会、日中一時支援事業者							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
		① おぐのあかり 延べ利用者数（人）	2,230	1,489	1,584	1,550	2,642		
		② スニーカー 延べ利用者数（人）	2,679	2,341	2,239	2,550	2,679		
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
継続		継続		現状の規模で実施する。					

(単位：千円)

備考	・行政費用のうち物件費については、日中一時支援委託料が占めている。また、29年度より人件費に係る補助額を増額したため、委託料が増えている。行政収入については、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。
問題点・課題	働く保護者が増えており、放課後の受け入れ先となる日中一時支援の必要性は高い。 日中一時支援事業所は、放課後等デイサービスなどの療育になじまない重度の障がい児（者）を受け入れており、保護者のレスパイトにも必要な事業である。 今後も重度障がい児（者）の居場所を継続的に確保するため、事業者に対し人件費など適正な運営支援を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

		平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	重度の知的障がい児（者）者の居場所が継続して確保出来るよう、人件費等、事業者に対し適正な運営支援を行なう。	支援に見合う人件費の増額を行い、事業者支援を行った。	重度の知的障がい児（者）の居場所が継続して確保出来るよう、事業者に対して適正な運営支援を行う。	
②				
③				
他区の実況	（実施 19 区 未実施 0 区 不明 3 区） 【指定管理】中央区、江戸川区（一部委託有）、【委託】港区、新宿区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区【補助】世田谷区、北区【協定】台東区【事業者登録】文京区			
議会議決（要旨）				

事務事業分析シート（平成30年度）									
								No1	
事務事業コード		08-05-74		戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		児童発達支援等事業		部課名		福祉部障害者福祉課		課長名 本木	
				担当者名		野村		内線 414	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-03		児童発達支援等事業費					
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成		48年度		根拠		児童福祉法第6条の2第2項の2、荒川区立心身障害者福祉センター条例等	
終期設定		○有 ●無		年度		法令等			
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分		●計画 ○非計画			
行政評価事業体系		分野 I		生涯健康都市					
		政策 02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
		施策 10		障がいのある子どもの健全育成					
目的		障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう支援する。また、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することにより、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。							
対象者等		原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童発達支援（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童発達支援：0才～就学前							
内容		児童発達支援 定員 午前：15名 午後：15名 ○母子療育： 発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 ○母子分離療育： 発達に問題を抱えた3～5才児に対して発達段階に応じた小集団での支援を行う。 ○保育園児等の療育： 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 ○訓練療育： 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 ○セラピープログラム： 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○学齢児セラピープログラム： 学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○家族支援： 家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。							
経過		昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年 4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年 4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年 4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年 4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年 4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在校児への機能訓練事業を実施。 平成24年 4月 法改正により、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として実施。							
必要性		障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。							
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 個別プログラムに基づき療育活動を実施している。							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
		①年間延べ利用者数（人）	4,347	5,735	5,532	5,750		6,000	
		②実利用人数	177	203	219	230		250	
③特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数（人）	20	19	30	26	40				
	事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
重点的に推進		重点的に推進		引き続き、児童相談や学齢児機能訓練の充実を検討していく。					

(単位：千円)

備考	・たんぽぽセンター職員が児童へ療育を行う事業であり、行政費用のうち給与関係費が多くを占めている。行政収入については、給付費（その他）を受入れている。
----	--

問	○療育室の改修及び職員(心理士・保育士)の増員が行われ、平成29年度は療育の拡充につながっている。機能訓練(理学療法訓練・作業療法訓練)においては、今後場所を確保し需要に応じていく。
---	---

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	希望する区民のため拡充を行い、より多くの方に利用してもらうようにする。	療育室の改修や職員の増員に伴い、相談件数の増加につながった。	児童発達支援センターの開設に向けた検討を進める。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)	平成22年予特 平成28年度11月会議 平成29年度 6月会議 平成29年度 6月会議	「とぎれのない障がい者支援体制の確立について」 「児童の発達に対する支援強化について」 「発達障がい早期発見のための5歳児検診の導入について」 「ペアレントトレーニング実施の環境整備について」	